

議案第250号

### 大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。  
特別支援学校の表大阪市立難波特別支援学校の項中「塩草1丁目」を「木津川2丁目」に改め、同表中同項の次に次のように加える。

大阪市立なにわ高等特別支援学校          大阪市浪速区木津川2丁目

特別支援学校の表中大阪市立視覚特別支援学校の項の次に次のように加える。

大阪市立東淀川特別支援学校          大阪市東淀川区東中島3丁目

#### 附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、大阪市立難波特別支援学校に関する改正規定は、同年4月1日から施行する。

平成26年5月2日提出

大阪市長      橋      下                      徹

#### 説 明

難波特別支援学校を移転するとともに、なにわ高等特別支援学校及び東淀川特別支援学校を設置するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校設置条例（抄）

本市に幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省	略
特別支援学校	
名 称	位 置
省	略
大阪市立難波特別支援学校	大阪市浪速区 <u>塩草1丁目</u> <u>木津川2丁目</u>
大阪市立なにわ高等特別支援学校	大阪市浪速区木津川2丁目
省	略
大阪市立視覚特別支援学校	省 略
大阪市立東淀川特別支援学校	大阪市東淀川区東中島3丁目
省	略